

令和 6 年 11 月 号

ひ
広
報

とかしき

どうしよう…
急なケガや病気

迷ったら  電話相談

しゃーぶ なな いち いち きゅう
#7119

または

☎098-866-7119

(全ての回線で利用可)

2024 年 9 月 1 日 (日) スタート!

看護師が 24 時間 365 日対応します

英語などの他、12 か国語で相談 OK! 相談無料 (通話料は利用者のご負担となります)

この電話は、お聞きした内容に基づき相談・助言を目的とし、
ご利用者の参考としていただくもので、医療行為ではありません。



緊急時は迷わず 119 番

◎ 沖縄県

もくじ

★今月の主な内容

- ◎船舶の運航に関するお知らせ
- ◎歴史民俗資料館の常時開館について
- ◎遊漁船置場利用者の皆様へ
- ◎地域おこし協力隊通信について
- ◎土地 (農地) に関するお知らせについて
- ◎児童手当制度改正のお知らせについて
- ◎年末・年始のゴミ収集日程について
- ★その他、各課からのお知らせ

渡嘉敷村の人口・世帯数

令和 6 年 9 月 30 日 現在

令 和	6 年 8 月 末	6 年 9 月 末	比 較
世帯数	419	421	2
渡嘉敷	441	441	0
阿波連	226	228	2
前 島	2	2	0
計	669	671	2

「マリンライナーとかしき」 ドックに伴う運休及び 「フェリーとかしき」の 増便運航について

平素より、「フェリーとかしき」「マリンライナーとかしき」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「マリンライナーとかしき」は下記の期間、中間検査ドックのため運休となりますのでお知らせ致します。

ご利用の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、「マリンライナーとかしき」のドック期間中は、「フェリーとかしき」が下記のとおり、増便運航を予定しておりますので、併せてお知らせします。

記

令和6年11月4日（月）2便目から
令和6年12月4日（水）まで
【30日間】



上記期間中 毎週日曜

フェリーとかしき増便運航

1 便目 泊港発10:00 渡嘉敷港発12:00

2 便目 泊港発13:30 渡嘉敷港発15:30

渡嘉敷村船舶課

いつでも
どこでも学べる
新たなカタチ



こども教育プログラム

オンデマンド学習を中心に2年で取得可能な資格・免許

保育士・幼稚園教諭・小学校教諭

令和7年4月スタート

POINT 1

渡嘉敷島に住みながら
いつでも、どこでも学べる！

PC使い、ネット環境があればいつでもどこでも学べます。e-learningシステム（LMS：学習管理システム）上で配信される授業動画を視聴し確認テストを解答するというオンデマンド学習が中心となります。

POINT 2

スクーリング！

製作や乳児保育など、保育士関連科目を講師が直接対面して授業を行うことにより、保育の実践力が身につきます。
※2年間で11科目実施予定。
※スクーリング会場は石垣市内を予定しています。

POINT 3

2年間でトリプル資格
取得可能！

保育士・幼稚園教諭二種免許
※1・小学校二種免許※2の他に、
短期大学士・准学校心理士・児童
厚生二級指導員等の、資格取得が
可能です。
※（1）（2）課程認定申請中。ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期等が変更となる可能性があります。
※保育士資格については卒業後、保育士試験免除申請により取得します。（卒業後約4ヶ月～6ヶ月後）

オンライン個別相談会開催中

【個別相談会プログラム】

- ①こども教育プログラムについて
- ②学びの進め方について
- ③資格取得について
- ④学費・奨学金について
- ⑤その他気になること何でも相談OK

【個別相談会予約フォーム】



学校法人 大庭学園

【問合せ先】

沖縄福祉保育専門学校 098-868-5796 （担当 大城・東江）

渡嘉敷村役場 教育委員会 098-987-21120 （担当 尾崎）

渡嘉敷村歴史民俗資料館

常時開館！！

来てね！

令和 6 年 7 月末から、常時開館をしています。

ザトウクジラの骨格標本をはじめ、たくさんの貴重な資料が
展示されています。

村民の皆様も、ぜひお気軽にご来館ください

(*^o^*)

色々のご存じの方がいましたら、ぜひ、
お話をお聞かせください。

開館時間 : 13:30~16:00

日曜・祝日 : 9:00~12:00 ・ 13:30~16:00

閉館日 : 土曜日・火曜日 ※臨時休館、開館もあります。

上記時間以外でものぼりが出ている時は開館していますので、目安

にしてください！ 入館料 大人 ￥100ー

小人 ￥50ー

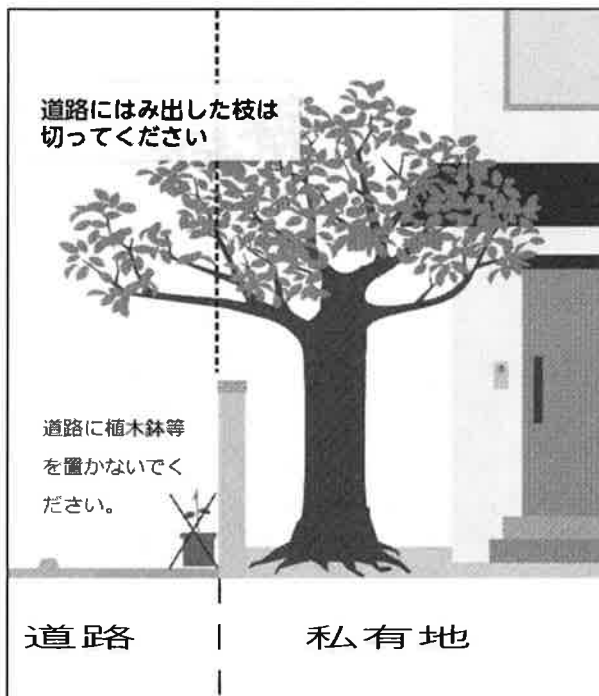
※団体割引 40名以上 2割引

お問い合わせ先

渡嘉敷村教育委員会 三富・長谷 (987-2120)

道路への草木のはみ出しは危険です！！

- 敷地内から生えている草木はいつもきれいに剪定し道路にはみ出さないようにお願いします。
- 植木鉢やのぼりなどの通行の妨げになるような障害物は道路上（側溝も含む）には置かないようにお願いします。



道路にはみ出した草木や鉢植えは、車やバス、歩行者（通学中の子どもたち等）の通行や視野の妨げになり大変危険です。

「少しだけだから…」 「誰にも言われてないから…」 という勝手な思いで放置し、道路にはみ出していないませんか？

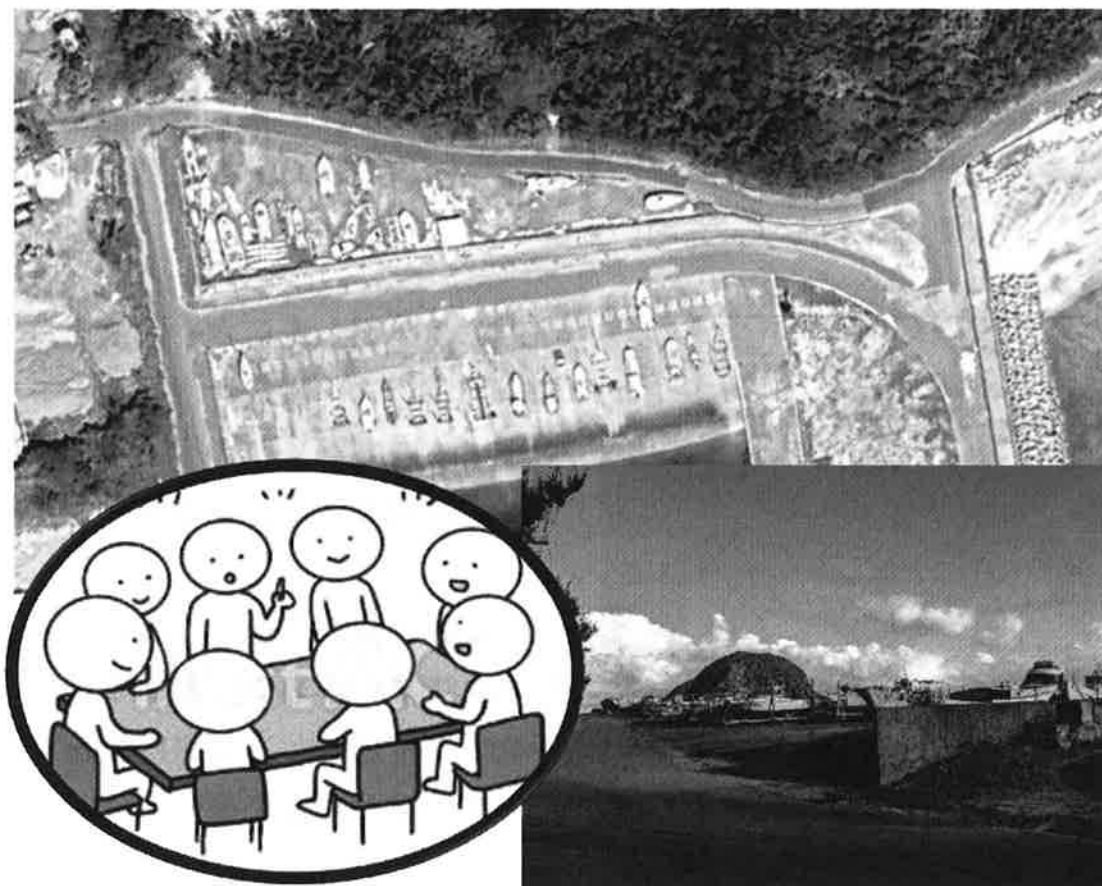
丹精込めてお世話をしている草木でも、実は誰かの迷惑になっているかもしれません。

私有地から道路に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があり、原則として村で伐採することが出来ません。個人の管理のもとで適切な管理をお願いします。

私有地からの倒木や張り出した枝等で通行中の歩行者や車両（バス）が損傷する事故が発生した場合は、法律によりその所有者が賠償責任を問われる場合があります。

遊漁船置場利用者の皆様へ

(渡嘉敷港北側)



【遊漁船置場利用者同士の意見交換会】

日時： 令和6年11月20日（水）

15：00－16：00

場所： 村中央公民館1階

内容： 現在、置かれている船舶の持ち主の確認
台風後などのスロープ等の清掃作業のやり方
利用者同士での困りごとなどがないか
その他

《担当者》観光産業課 土木建築係

☎098－987－2323

令和6年度 地域おこし協力隊 通信11月号

地域おこし協力隊とは...？

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、各種の地域協力活動を行う人のことです。

地域おこし協力隊員の活動に要する経費は、地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、国から特別交付税措置があります。

※特別交付税は、受入自治体における取組実績を事後的に調査の上、実績に応じて総務省から自治体に対して交付されるものです。

◎9～10月の活動トピックス <沖縄離島体験交流促進事業>

9月11日から13日の間、(一社)渡嘉敷村観光協会が受け入れた沖縄離島体験・デジタル交流促進事業で、北中城村立北中城小学校の5年生115名の島内での体験を企画・運営協力しました。

1日目は青少年交流の家海洋研修所で大型カヌー体験、石積み競争、海洋漂流物の分類を行いました。児童たちは渡嘉志久ビーチの海の青さに驚き、それぞれの体験を楽しみました。

2日目は2組に分かれ、一組は渡嘉敷集落の歴史的建物や産業を学ぶウォークラリー「島めぐい」を行いました。6か所のチェックポイントには語り部の方々が立ち、児童にその場所の歴史や産業などを伝えました。もう一組は4班に分かれ、漂流後ゴミの物語づくり、稲わらリース作り、食べるシーグラス作り、白い砂浜の背景の研究を行いました。それぞれにガイドの方々が付き、児童は真剣に体験していました。

3日目は宿泊先の青少年交流の家で振り返りとまとめを行い、語り部やガイドの方々に見送られながらフェリーで離島しました。

初めて渡嘉敷島を訪れた児童がほとんどでしたので、将来の来島を期待しています。今後11月末、12月に3校の来島が予定されています。島の皆さん、よろしくお願いいたします。



◎渡嘉敷の野鳥 <水辺のバレリーナ・セイタカシギ>



「セイタカシギと農家の下地さんは仲良し」

私・小林は子供のころから自然が好きで、中学生の頃から野鳥を観察しています。学生時代は野鳥の研究をし、北海道、本州、沖縄、台湾などを探鳥旅行で巡りました。

昨年、渡嘉敷島に移住し一番驚いたのは、水辺のバレリーナとも呼ばれる美しいシギの仲間、セイタカシギが年中、渡嘉敷区の田んぼにいます。白黒の羽毛の身体にピンク色の長い脚が特徴です。田んぼの虫を食べるセイタカシギが元気なのは、渡嘉敷の田んぼが元気な証拠です。皆さんも田んぼでセイタカシギを探してみてください。

◎Facebook「沖縄県渡嘉敷村 地域おこし協力隊」で島の魅力を発信しています。

観光産業課 地域おこし協力隊 Tel098-987-2323

税金はきちんと納めましょう



納付期限を過ぎると、
財産の**差押**など滞納処分を行います。



2024.11.1▶12.27

県税・市町村税徴収強化月間

沖縄県と市町村は、連携して税の公平・公正を確保するために全県一斉に徴収を強化します。
催告しても納めない滞納者に対し、財産の差押など滞納処分を行います。

県税・市町村税は沖縄県民の貴重な財源です。

子育て・教育

医療・福祉

消防・警察

公園・文化施設

道路・橋

期限内の納税が
困難な場合は
裏面の各機関に
ご相談ください。

税金は様々な場所で使われています。社会全体を支えていくために、税金は納付期限内に納めましょう。

法定調書の提出は e-Tax で！！

e-Tax を利用するメリット

○税務署に行かずに、自宅や事務所などから法定調書を作成・提出。

法定調書の提出の e-Tax 利用率は **73.4%**、約 4 人に 3 人が e-Tax を利用しています！

○事業主の方が、e-Tax で給与所得の源泉徴収票を提出することで、従業員の方が所得税の確定申告書を作成する際に、マイナポータル連携を利用すると、給与所得の源泉徴収票の情報を申告書の該当項目へ自動で入力することができます。

※従業員の方が国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して e-Tax で申告する際にご利用になれます。

詳しくは、国税庁又は e-Tax ホームページをご覧ください。

●法定調書の作成・提出について

●マイナポータル連携で給与所得の確定申告が簡単に



eLTAX で市区町村と税務署に同時提出

(対象)

市区町村

「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」

税務署

「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」

・eLTAX を利用することで、
支払報告書の電子申告 (eLTAX) 用のデータと
源泉徴収票の電子申告 (e-Tax) 用のデータ
を同時に作成し、
支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ
源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ
一括提出することができます。

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/00303/>)



法定調書の e-Tax 等による提出義務化について

○前々年に提出すべき法定調書の枚数が 100 枚以上の法定調書については、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。

※100 枚以上の判定は、法定調書の種類ごとに行います。

○令和 9 年 1 月以降に提出する法定調書については、e-Tax 等による提出義務の判定基準が「100 枚以上」から「30 枚以上」に変わります。

○令和 7 年中に提出する法定調書の枚数が 30 枚以上となった方は、令和 9 年に提出する法定調書を e-Tax 等により提出する必要がありますので、e-Tax 等による法定調書の提出のご準備をお願いします。

●法定調書の e-Tax 等による提出義務化の概要について



※ e-Tax ソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問合せは e-Tax ・作成
コーナーヘルプデスクへ 電話番号 0570-01-5901

渡嘉敷村役場総務課税政係(098-987-2321)

公的年金等を受給されている方へ スマホとマイナンバーカードで e-Tax !

以下のいずれにも該当する場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。※

- 公的年金等の収入金額が 400 万円以下
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下

※ 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限りません。

- ・ 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
 - ・ 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。
 - ・ 住民税の申告が必要な場合があります。
- 住民税については、お住まいの市町村にお尋ねください。



- ～令和 6 年分所得税の定額減税の実施について～
- ・ 厚生労働大臣等から支払われる公的年金等については、令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払う公的年金等から定額減税が実施されています。
 - ・ 令和 6 年中に扶養親族の異動があった方は、確定申告により最終的な年間の所得税額と減税額との精算を行います。
 - ・ 詳しくは国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご確認ください。

国税庁

(<https://www.nta.go.jp>)

検索

スマホとマイナンバーカードで e-Tax !

- 国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。
- マイナポータル連携をすると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。

e-Tax を利用するメリット !!

- 税務署に行かずに自宅から申告
 - 生命保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要
- ※法定申告期限等から 5 年間、税務署から書類の提出や掲示を求められることがあります。
- 自宅から e-Tax で提出された還付申告は、3 週間程度で還付
 - 24 時間いつでも利用可能
- ※メンテナンス時間を除きます。

渡嘉敷村役場
総務課税政係
(098-987-2321)

土地に関するお知らせです！！

① 令和6年4月1日から、 不動産の相続登記が義務化されました！

※正当な理由がなく、義務に違反した場合、科料が科せられる
可能性があります。

- 相続したことを知った日から、3年以内に登記すること。
- 過去の相続でも、令和9年3月末までに登記すること。

詳細は以下のHP又はQRコードでご確認下さい。

(義務化に関するリーフレット)

- <https://houmukyoku.moj.go.jp/naha/content/001367577.pdf>
(那覇地方法務局の問い合わせ先等)
- <https://houmukyoku.moj.go.jp/naha/table/shikyokutou/all/honkyoku.html>
(義務化に関するリーフレット) (那覇地方法務局問い合わせ先等)



② 建物を『建てた』・『壊した』場合、 法務局への届出（義務）が必要です！

※建物＝自宅、倉庫、店舗等を指します。

- 法務局への届出を怠ると、建物を壊した後でも家屋への課税
が課せられる事があります。

登記手続きの相談は、『司法書士』又は『土地家屋調査士』へ！！

※役場では手続きできないため、法務局へお問合せください。

土地に関するお知らせです！！

③ 農地の売買又は農地での建築について

農地は、『農地法』や『農業振興地域の整備に関する法律』により手厚く保護されております。そのため、個人の土地であっても勝手に売買をしたり、建物を建てることは法令で禁止されております。

★農業委員会又は沖縄県知事の許可が必要です！！

- 上記の許可を得ない農地の「売買」・「賃貸借」の契約については法的な効力を発揮できません（無効契約）。
- 農地上に勝手に建物を建てた場合、農業委員会や沖縄県から『違反転用』として指摘され、現状復旧（自己負担）の命令が出される可能性があります。

※上記に加え、農地に建物を建てた場合、現況課税の原則の下固定資産税が「課税が安い農地」から「課税が高い宅地」に切り替わることがありますのでご注意ください。

④ 固定資産税の支払いについて

今年の固定資産税も残すところあと2期分（12月と2月支払い分）となっております。支払いに際し、村民の皆様へ御協力をお願いになります。

- できるだけ、納付書でお支払いをお願いします。
※納付書は再発行が可能です。お問合せ下さい。

- 村の口座へ直接振込する場合、納税者本人のお名前でお振込いただくようお願いします。
※納税者本人＝納付書にお名前が書かれている方

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

○被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止されます。

現行の被保険者証の発行は、令和6年12月2日で廃止され、以降はマイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を基本とする仕組みに移行します。

なお、令和6年12月1日までに交付された被保険者証は、住所や負担区分等に変更がない限り有効期限（令和7年7月31日）までこれまでどおりお使いいただけます。

○令和6年12月2日（被保険者証の発行廃止）以降に年齢到達される方等へ
令和6年12月2日以降に年齢到達される方、住所や負担区分に変更があった方、被保険者証を紛失された方等へは、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付します。

※令和7年8月（年次更新）までの間の暫定的な運用です。

病院等を受診する際は、必ず資格確認書を窓口へ提示してください。

資格確認書を病院等の窓口で提示することで、一定の窓口負担で受診することができます。

資格確認書（みほん）

資格確認書とは

健康保険の資格情報（被保険者番号、負担割合等）が確認できる書類です。資格確認書を医療機関等で提示することで、一定の窓口負担で受診することができます。

後期高齢者医療資格確認書			
有効期限 令和 7年 7月 31日			
交付年月日 令和 6年 12月 2日			
被保険者番号		03084084	
住所		うるま市石川石崎1丁目1	
被 保 険 者	氏名	後期 太郎	性別 男
	生年月日	昭和23年 1月 1日	
資格取得年月日		令和 5年 1月 1日	
負担割合		1割	
発効期日		令和 5年 1月 1日	
限度区分			
発効期日			
長期入籍日			
特定疾病区分			
発効期日			
保険者番号並びに保険者の名称及び印		39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合	

印

問い合わせ先

渡嘉敷村役場民生課 介護保険係 098-987-2322

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録について

ご自身での登録が難しい方向けに、マイナンバーカードの健康保険証利用登録のサポートを実施します。
役場民生課の窓口にて手続きを行います。

【受付時間】

9時00分～11時30分、13時00分～16時00分
(土日、祝祭日除く)

【必要なもの】

1. マイナンバーカード
2. マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号

問い合わせ先: 渡嘉敷村役場 民生課 098-987-2322

介護保険よりお知らせ

これまで、沖縄県介護保険広域連合では、介護給付適正化事業の一環として、介護サービスを利用している方を対象に、年2回「介護給付費通知」をお送りしていましたが、厚生労働省による介護給付費適正化主要事業の見直しにより、令和6年度より終了することとなりましたので、お知らせいたします。



沖縄県介護保険広域連合ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ先: 渡嘉敷村役場 民生課 介護保険係 098-987-2322

【重要】児童手当制度改正のお知らせ①

令和6年10月（12月支給分）より児童手当の制度が変わります。一部の方は手続きが必要です！

▶制度改正の概要

1. 支給対象児童の年齢を「15歳到達後の最初の年度末まで」から「18歳到達後の最初の年度末まで」に延長
2. 所得制限、所得上限を撤廃
3. 第3子以降の手当額を月1万5千円から月3万円に増額
4. 第3子の算定に含める児童の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長
5. 支給回数を年3回から年6回（偶数月）に増加

▶申請期限について ▶▶▶ 令和6年11月18日（月）（必着）

上記の提出期限を過ぎても、令和7年3月31日（月曜日）までに請求書の提出があった場合、支給月は遅れますが令和6年10月分からの児童手当を遡及してお支払いいたします。なお、申請期限を過ぎた場合（令和7年3月31日より後）は令和6年10月分に遡及しての支給ができませんのでご注意ください。

▶申請について

対 象 者	提 出 書 類
中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童のみを養育している方	①児童手当 認定請求書 ②口座確認書類 ③健康保険証等のコピー ④大学生年代の子（18歳年度末以降22歳年度末まで）を含めて3人以上の子を養育している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」も提出
受給資格者が一定の所得以上で、児童手当（特例給付）の支給対象外であった方	
現在児童手当を受給中で、大学生年代の子（18歳年度末以降22歳年度末まで）を含めて3人以上の子を養育している方（多子加算での子どもの数え方が変更となる方）	①額改定請求書 ②監護相当・生計費の負担についての確認書
現在児童手当を受給していて、制度改正後も支給額が変わらない方	申請不要

※ 18歳までの児童（0歳～18歳到達後の最初の年度末まで）と住民票上別居している場合は、上記の提出書類と別居監護申立書も必要です。世帯状況によって上記以外の書類を提出する場合もございますので、ご注意下さい。

☎ 問い合わせ先 ☎
 渡嘉敷村役場 民生課 介護保険係 098-987-2322

【重要】児童手当制度改正のお知らせ②

令和6年10月（12月支給分）より児童手当の制度が変わります。

▶現行と改正後の比較

	現行（9月分まで）	改正後（10月分以降）
所得制限・所得上限	あり	なし
支給期間	中学生（15歳年度末）まで	高校生年代（18歳年度末）まで
第3子以降の扱い	月額：15,000円 算定範囲：18歳年度末まで	月額：30,000円 算定範囲：22歳年度末まで
支払月	6月・10月・2月の年3回 （4か月分ずつ）	偶数月の年6回 （2か月分ずつ） （初回支払は令和6年12月）

▶支給日の変更について

令和6年10月（12月支給分）より児童手当の支給日が変わります。

これまで、6月5日、10月5日、2月5日に支給していましたが、**12月支給分からは、偶数月の10日に前月分までを支給します。**（例）12月10日支給分（10・11月分）

▶手続きの案内送付について

住民基本台帳の情報を元に、対象となる可能性がある世帯宛に申請案内を送付します。ただし、受給者のお仕事や、児童の通学などの事情により、住民票上の世帯が別となっている場合等は、申請案内を送付できません。申請が必要かご確認のうえ、申請してください。

医療と薬と正しく付き合いましょう！

私たちの意識や取り組みで医療費の増加を防ぐことができます。医療費を節約すれば、家計や国保の財政の負担が減るだけでなく、医師などの負担を減らすことにもつながります。

かかりつけ医をもちましょう！

まず身近なかかりつけ医を受診し、必要があれば紹介状をもらって大病院で受診しましょう。



重複受診はやめましょう！

同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診は、そのたびに医療費がかかります。検査や投薬、注射などを繰り返すことで、身体への負担や副作用も心配です。不安や疑問は、納得いくまで医師に相談しましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう！

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が満了したあとに、新薬と同じ効果成分をもち、同等の効能があると厚生労働省から認められた薬です。新薬と同じ効果成分の薬を製造するので、開発費を大幅に抑えることができ、新薬より低価格です。



子ども医療電話相談を利用しましょう！

休日や夜間に子どもが急な病気になったときは心配です。時間外でも受診した方がいいか判断に迷った時は、利用しましょう。医師・看護師から症状に応じた適切な対処の仕方や受診した方がいいかなどアドバイスが受けられます。

“子ども医療電話相談”
#8000

平日：19時～翌朝8時
土日祝日：24時間対応
年末年始：24時間対応



「お薬手帳」は1人1冊にまとめましょう！

お薬手帳は、処方された薬の名前・量・日数・使用方法などが記録できる手帳の事です。薬の重複や飲み合わせのチェックができるよう、「お薬手帳」は1人1冊にまとめておきましょう。



セルフメディケーションを心がけましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任をもち、軽度な身体の不調は自分で手当てする事です。健康管理には十分に注意し、軽度な体調不良の時には薬剤師に相談の上、OTC医薬品（処方箋なしで購入できる市販薬）を使うなどして対処しましょう。医療機関に適正にかかることが医療費の節約につながります。



村役場民生課
保健指導所
987-2422

防災ワークショップ開催しました。

10月16日に渡嘉敷区の防災について皆で考えました！
今回のテーマは、災害時に手助けが必要な方の避難について。

災害時、声掛けや手助けが必要な方を、地図に印付け

家族と一緒に住んでいるけど、不在の時は、声掛け必要だねー。

耳も遠くなってきているから、声掛けした方がいいよね。

1人暮らしだし、歩くのもゆっくりだねー。

この方、避難場所までは歩けないはずだけど、車で避難になるかなー。

集落内、道も狭いから、渋滞なるね。災害時は、一方通行ルート作った方がいいかもね。



地図上に、シールで印付け

赤・ピンク⇒手助け必要
きいろ⇒声掛け必要、日中家族いる
あお⇒協力者

場所によっては、手助けが必要な方が多いが協力者が少ない場所もあり、今後検討が必要。



11月5日の一斉避難訓練の日に、包括支援センターと渡嘉敷区自主防災組織にて、「個別避難訓練」を実施予定です。

手助けが必要な方と、その近所の方にも協力してもらい、避難訓練を行います。

避難場所・避難経路を取り決めし、避難までのかかった時間も確認します。

みなさんも、11月5日の避難訓練に参加し、避難にかかった時間もカウントしてみたいはいかがでしょうか。

防災リュックも持って避難しましょう！

マイナンバーカード申請・受取 時間外開庁のお知らせ

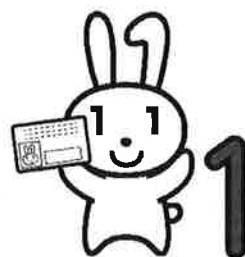
マイナンバーカードの代理申請・受取を下記で行います。
お仕事や学校で開庁時間中に来庁が難しい方はぜひご利用ください。

【場 所】 渡嘉敷村役場 民生課窓口

【日 時】 令和6年11月17日（日）

令和6年12月15日（日）

午前10：00～午後3：00

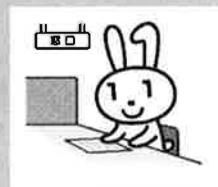


※ 毎月第1, 3水曜日は、18時15分まで個人番号カード申請・受取業務をおこなっておりますのでご利用下さい。

当日必要なもの

申請希望の方

- ①本人確認書類（運転免許証、旅券、離島運賃割引カード等1点、
これらをお持ちでない方は保険証、年金手帳、医療受給者証等2点必要）
- ②マイナンバーの通知カードもしくは国から送付された通知書
（両方紛失した場合は、村役場で申請書を用意します）



※顔写真は役場で撮るので証明写真は不要です。
※15歳未満の方は保護者の方と一緒に来庁して下さい。

受取希望の方（カード受取の通知がきた方で、まだ受け取っていない方）

- ①本人確認書類（運転免許証、旅券、離島運賃割引カード等1点、
これらをお持ちでない方は保険証、年金手帳、医療受給者証等2点必要）
- ②マイナンバーカード交付通知書件照会書（役場から送付したハガキ）
- ③住民基本台帳カード、マイナンバーカードの通知カード※お持ちの方のみ

※15歳未満の方は保護者の方と一緒に来庁して下さい。



お問い合わせ先：渡嘉敷村役場 民生課 戸籍係
電 話 番 号：098-987-2322

20歳になったら国民年金

- ・20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第1号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。
- ・20歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。
- ・公的年金制度は、老後や障害を負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
- ・若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。
- ・原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、所得が低く保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障!

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族も保障!

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

保険料が控除!

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担!

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

■ 加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。

今年度の保険料は、**16,980円**（月額）
です。お支払い可能ですか？

はい

裏面「保険料の納付方法」参照

※世帯主・配偶者の方もお支払いできます。



いいえ

学生ですか？

はい

裏面「学生納付特例申請」参照

いいえ

裏面「保険料免除・猶予申請」参照

問い合わせ：渡嘉敷村民生課
国保係
098-987-2322

動画のご案内はこちら



日本年金機構
Japan Pension Service

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

年末・年始のごみ収集日程について

年末・年始のごみの収集は下記のとおりとなります。
村民のみなさまのご協力をお願いします。

日付 種別	12月28日 土	12月29日 日	12月30日 月	12月31日 火	1月1日 水
燃えるごみ	休業	休業	午前収集	休業	休業
燃えないごみ	休業	休業	午後収集	休業	休業
ゼロごみ（草木）	休業	休業	休業	休業	休業
持込ごみ	午前中	休業	通常通り	休業	休業

日付 種別	1月2日 木	1月3日 金	1月4日 土	1月5日 日	1月6日 月
燃えるごみ	休業	休業	収集	休業	収集
燃えないごみ	休業	休業	休業	休業	—
ゼロごみ（草木）	休業	休業	休業	休業	収集
持込ごみ	休業	休業	午前中	休業	通常通り



ごみの分別について、ご協力をお願いします。



問合せ先…

民生課・987-2322

クリーンセンター・987-3610



渡嘉敷村長



令和6年度 新型コロナウイルス感染症 予防接種予約を開始します。

新型コロナウイルス感染症予防接種(集団接種)を下記の日程で実施します。

事前予約制となりますので、11月20日(水)までに
民生課(098-987-2322)まで、お申込みください。
(受付時間 8:30~17:00 土日・祝日を除く)

【対象者】 ※村内在中の方

- ① 65歳以上の方
- ② 60~64歳で
 - ・ 心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の周りの生活を極度に制限される方。
 - ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方。

【実施日・場所】

実施日	受付時間	実施場所
令和6年12月18日(水)	午後1時30分~2時30分	中央公民館

※ 阿波連から送迎を希望される方は、民生課までご相談ください。

【接種料金】

1,000円/人



- ※ 生活保護受給者は、無料で接種できます。
- ※ 感染症の対策として、マスク着用にご協力をお願いいたします。接種当日の37.5℃以上の発熱・体調不良の場合、受診を控えていただきますようお願いいたします。

【持参する物】

健康手帳、接種料金

お問合せ先

村役場(保健係)098-987-2322
指導所(保健師)098-987-2422

令和6年度 渡嘉敷村（国保）集団健診における受診率について



（40歳～74歳）特定健診者受診率年度別比較

年度	対象者数	受診者数	受診率
R6年度	150	76	51% ↓
R5年度	157	84	54%
R4年度	153	80	52%

令和6年特定健診受診率は
前年度と比較し3%減少した。

（20歳～39歳）受診率年度別比較

年度	対象者数	受診者数	受診率
R6年度	51	17	33% ↑
R5年度	48	12	25%
R4年度	46	12	26%

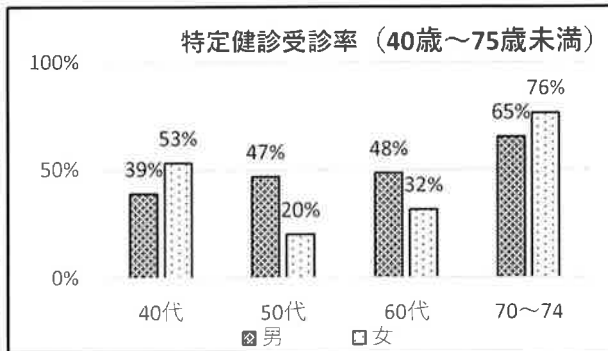
40歳未満の受診率は年々減少していましたが、R6年度は8%受診率を上げることができました。



令和6年度 渡嘉敷村集団健診における 特定健診年代別、男女別受診者数、及び受診率

	対象者数			受診者数		
	男	女	計	男	女	計
40代	18	15	33	7	8	15
50代	17	5	22	8	1	9
60代	33	19	52	16	6	22
70～74	26	17	43	17	13	30
合計	94	56	150	48	28	76

合計受診率・・・51%



R5年度・R6年度との比較

※40代、50代男性の受診率は昨年度と同じく低いが、50代男性は7%↑増えました。

※50代、60代女性の受診率は昨年度も減少して、今年度もさらに17%減っています。



※渡嘉敷村の前年度（令和5年度）国保特定健診受診率（法定報告値）は68.3%で目標達成しました。しかし今年度は集団健診による受診率が減少していますので令和6年度の法定報告値の目標ラインは65%超えです。「R6年度 法定報告値は、R6年4月からR7年3月末までの特定健診受診率です。」

※まだ健診を受けていない方は、島外での特定健診及び人間ドックなどを年度内に受けられることをお勧めします。定期的に受診されている方も特定健診の対象となります。特定健診は、新たな生活習慣病の予防、早期発見が可能となり、生活習慣の改善に早めのうちに取り組むことで重症化を防ぐ事ができます。

令和6年11月の主な予定



日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					1日 IB10/1	2日 IB10/2
3日 IB10/3	4日 IB10/4	5日 IB10/5	6日 IB10/6	7日 IB10/7	8日 IB10/8	9日 IB10/9
文化の日	振替休日	沖縄県広域地震・津波 避難訓練				
10日 IB10/10	11日 IB10/11	12日 IB10/12	13日 IB10/13	14日 IB10/14	15日 IB10/15	16日 IB10/16
		渡嘉敷幼少中学校 学習発表会	インフルエンザ 予防接種		離島フェア (17日まで)	
17日 IB10/17	18日 IB10/18	19日 IB10/19	20日 IB10/20	21日 IB10/21	22日 IB10/22	23日 IB10/23
						勤労感謝の日
24日 IB10/24	25日 IB10/25	26日 IB10/26	27日 IB10/27	28日 IB10/28	29日 IB10/29	30日 IB10/30
村民体育祭 (体協)						運動会 (阿波連小学校)



渡嘉敷村



【防災行政無線 戸別受信機】

※災害時や停電時等でも重要な情報を逃がさない
ために、こまめな電池交換をお願いします！





令和6年12月の主な予定

日曜日		月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
1日	IB11/1	2日	IB11/2	3日	IB11/3	4日	IB11/4	5日	IB11/5	6日	IB11/6	7日	IB11/7
独居老人世帯清掃 (社会福祉協議会)				子ども議会						空飛ぶ図書館 (教育委員会)		空飛ぶ図書館 (教育委員会)	
8日	IB11/8	9日	IB11/9	10日	IB11/10	11日	IB11/11	12日	IB11/12	13日	IB11/13	14日	IB11/14
太鼓フェスティバル (慶良間太鼓)						村議会(定例会)		村議会(定例会)		村議会(定例会)			
15日	IB11/15	16日	IB11/16	17日	IB11/17	18日	IB11/18	19日	IB11/19	20日	IB11/20	21日	IB11/21
美ら島美化清掃 (教育委員会)						新型コロナウイルス 感染症予防接種							
22日	IB11/22	23日	IB11/23	24日	IB11/24	25日	IB11/25	26日	IB11/26	27日	IB11/27	28日	IB11/28
						二学期 終業式				御用納め 保育納め			
29日	IB11/29	30日	IB11/30	31日	IB12/1								



渡嘉敷村



村民税や国保税などの納付は
『口座振替』が便利です♪♪

ごみの正しい分け方、出し方に
ご協力をお願いします!



